

1. 件名:日本核燃料開発株式会社のNFDホットラボ施設保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時:令和3年10月20日(水) 10時00分~10時40分

3. 場所:原子力規制庁 10階南会議室※TV会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官、佐久間安全審査専門職

日本核燃料開発株式会社

保安管理部長 他2名

5. 要旨

(1)日本核燃料開発株式会社(以下、「NFD」という。)から、令和3年8月20日付けで申請のあったNFDホットラボ施設保安規定変更認可申請に関して、令和3年10月1日に行った面談における原子力規制庁からの指摘について、資料に基づき説明を受けた。主な説明は以下のとおり。

- 保安規定の第20条第3項は、返却する1F燃料デブリと他の核燃料物質との混在を防止することを目的として、本申請にて追加したものである。
- 上記の記載は、使用変更許可の「6. 使用済燃料の処分の方法」の「1F燃料デブリの処分の方法」において、返却不能となったもの以外の1F燃料デブリ全量を所有者に返却するとして規定しており、使用変更許可との整合を図るためのものである。

(2)原子力規制庁から、本申請に係る事実確認を行うとともに、保安規定の第20条第3項を規定する理由について、申請書で明確にすることが必要である旨伝えられたところ、NFDから、返却する1F燃料デブリと他の核燃料物質との混在を防止する旨を保安規定に追記する補正を行う旨の回答を受けた。

(3)原子力規制庁から、補正内容について今後確認を行う旨を伝えた。

6. 提出資料

- ・保安規定変更認可申請(NFD発第3316号)について
- ・核燃料物質使用許可と保安規定との対比表(NFD発第3316号)